

人間総合科学研究科 3年制博士課程ヒューマン・ケア科学専攻
博士学位論文審査基準

(審査体制)

博士学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と副査3名以上、併せて原則4～5名で構成する。

- ①主査は、研究科における研究指導担当教員とする。
- ②主査及び副査は原則として博士の学位を有する教授、准教授の研究指導教員とする。
ただし、研究内容から判断してより質の高い適正な審査を行う上で必要と判断された場合は、副査に限りその限りではない。
- ③審査委員のうち少なくとも1名は、申請者の所属する専攻内の分野（または専門分野）以外の専攻教員と専攻以外の教員を1名以上含めることとする。
なお、専攻以外の教員については、本学大学院の他研究科、他大学の大学教員またはそれと同等以上の研究業績を有すると専攻教育会議が認めた者としてすることができる。
- ④学外の審査委員が申請者の所属する専攻分野に関係する場合は、学内の審査委員として当該分野と関係のない教員を含める等、学際性・公正性には十分留意する。

(評価項目)

- ①関連分野の国内外の研究動向及び先行研究の把握に基づいて、申請学位の領域（教育学領域、心理学領域、ヒューマン・ケア科学領域、体育科学領域、公衆衛生学領域）における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- ②申請学位の領域（人間科学領域、健康科学領域、医療福祉領域、もしくは公衆衛生学領域等）の発展に寄与するオリジナルな研究成果が、学術論文として発表するのに相応しい量含まれていること。
- ③研究公正についての十分な知識に基づき、研究成果の信頼性が十分に検証されていること。
- ④研究結果についての考察が妥当であるとともに、結論が客観的な根拠に基づいていること。
- ⑤研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等が申請学位の領域（教育学領域、心理学領域、ヒューマン・ケア科学領域、体育科学領域、公衆衛生学領域）の博士論文として相応しい形式にまとめられていること。
なお、学位論文の審査を願い出ようとする者は、事前に専攻における予備審査に合格しなければならない。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ最終試験によって以下の二つの基準を満たすことが確認されて合格と判定されること。

- ①学位論文において、申請学位の領域（教育学領域、心理学領域、ヒューマン・ケア科学領域、体育科学領域、公衆衛生学領域）における新たな学術的知見が十分含まれる。
- ②申請学位の領域（教育学領域、心理学領域、ヒューマン・ケア科学領域、体育科学領域、公衆衛生学領域）で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を有する。